

二宮町地域福祉計画策定検討会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、二宮町地域福祉計画策定検討会の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(検討事項)

第2条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定することを目的として、二宮町地域福祉計画策定検討会(以下「検討会」という。)は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 計画策定のための調査研究及び計画の意見聴取に関すること。
- (2) 計画策定に係る情報交換に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画を策定するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、構成員11人以内をもって組織し、次に掲げる者から選出する。

- (1) 関係団体から推薦を受けた者
- (2) 社会福祉を目的とする事業者の代表者
- (3) 一般公募者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 構成員の任期は、計画を策定する日までとする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報償費)

第5条 構成員が検討会の会議に出席した場合は、報償費を支給する。

- 2 前項に規定する報償費は、出席に応じ予算の範囲内で支給する。ただし、第3条で規定する構成員のうち、公的機関に所属するものについては、報償費を支給しないものとする。

(座長)

第6条 検討会に、座長を置き、構成員の互選により定める。

- 2 座長は、会務を総理する。

(検討会)

第7条 検討会の会議は、町長が招集する。

- 2 検討会は、構成員の半数以上の出席がなければ検討会の会議を開催し、意見を聴取することはできない。ただし、特別な事情により検討会の会議を開催できない場合は、他の方法により意見聴取を行うものとする。

(意見等の聴取)

第8条 座長は、検討会の会議の運営上必要があると認めるときは、構成員以外の者を検討会の会議に出席させて意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第9条 構成員は、検討会において知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 検討会の庶務は、健康福祉部福祉保険課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は検討会にて協議して定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。